

第12部 水産業

解 説

この部には、「漁業センサス」結果から漁業構造、「海面漁業生産統計調査」、「内水面漁業生産統計調査」の結果から漁業生産、「水産加工統計調査」の結果から水産加工、「漁業産出額」、「漁業経営統計調査」の結果から漁業経営に関する統計を掲載した。

1 調査の概要

(1) 漁業センサス

漁業センサスは、我が国漁業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取り巻く実態と変化を総合的に把握し、新しい水産基本計画に基づく水産行政施策の企画・立案・推進のための基礎資料を作成し、提供することを目的に、5年ごとに実施している。（直近は、平成30年（2018年）11月1日現在）

(2) 海面漁業生産統計調査、内水面漁業生産統計調査

海面・内水面の漁業・養殖業の生産に関する実態を明らかにし、水産行政の基礎資料を整備することを目的として、「海面漁業生産統計調査」及び「内水面漁業生産統計調査」を実施している。

漁獲成績報告書等を利用できる漁業種別を営む海面漁業経営体については、漁獲成績報告書等による取りまとめを行っている。

調査対象期間は、毎年1月1日から12月31日までの1年間である。

(3) 水産加工統計調査

水産加工統計調査は、全国の陸上加工経営体における水産加工品の生産量を把握し、水産加工品の生産動向を明らかにして、水産加工業振興対策等のための資料を提供することを目的として実施している。

調査対象期間は、毎年1月1日から12月31日までの1年間（当該期間が漁業センサスの基準となる年を除く。）で、当該年の翌年（4月上旬から5月下旬）に調査を行っている。

調査の対象は、水産加工品を生産する陸上加工経営体であり、令和2年（2020年）からは、次の方法により選定した。

ア 直近の漁業センサス結果に基づき、品目別に生産量の大きい方から順に都道府県を配列し、生産量の累積和が全国生産量の80%に達するまでの都道府県を「主産県」として抽出。

イ 直近の漁業センサス結果で把握された全国の水産加工品を生産する陸上加工経営体について、主産県ごとに品目別にその生産量の大きい方から順に品目別総生産量の80%に達するまでの陸上加工経営体を調査対象とした。また、直近の漁業センサス以降に情報収集等により把握した新規の陸上加工経営体についても調査対象とした。

(4) 漁業産出額

漁業産出額は、漁業生産活動の実態を金額で評価することにより明らかにし、水産行政の企画やその実行のフォローアップに資するための資料を整備することを目的としている。

漁業産出額は、海面漁業生産統計調査結果から得られる都道府県別の魚種別生産量に産地水産物流通調査、主要産地の市場、関係団体等から得られる魚種別産地卸売価格を乗じて推計した。

推計期間は、毎年1月から12月までの1年間である。

(5) 漁業経営統計調査（個人経営体調査）

漁業経営統計調査は、海面漁業経営体の財産状況、収支状況、操業状況等の経営実態を明らかにし、水産行政等の推進のための資料を整備することを目的としている。

個人経営体調査の調査期間は、毎年1月1日から12月31日までの1年間である。

2 定義及び用語の解説

(1) 漁業構造に関する統計

ア 漁業経営体

過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。ただし、過去1年間に於ける漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。

イ 漁業就業者

満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に30日以上従事した者をいう。

漁業就業者のうち、自営漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していない者を「自営漁業のみ」という（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。

漁業就業者のうち、「自営漁業のみ」以外の者を「漁業雇われ」という（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。

(2) 漁業生産に関する統計

ア 海面

漁業法に基づく共同・区画漁業権の設定された漁場区域並びに漁業権が設定されていない場合は農林水産省が定める区域、及びそれより沖合の水域と農林水産大臣が指定する湖沼をいう。

イ 海面漁業

海面において水産動植物を採捕する事業をいう。

ウ 海面養殖業

海面又は海面以外に設けられた施設において、海水を利用して水産動植物の種苗を採取又は集約的に育成し、収獲する事業をいう。

エ 内水面

河川及び湖沼をいう。

オ 内水面漁業

公共の内水面において、水産動植物を採捕する事業をいう。

カ 内水面養殖業

一定区画内の内水面又は陸上において、淡水を使用して水産動植物（種苗を含む。）を集約的に育成、収獲する事業をいう。

キ 漁獲量の計上

魚類、その他の水産動物類、海藻類は採捕時の原形重量、また、貝類は殻付の重量で計上している。ただし、漁獲されたものでも、操業中に丸のまま投棄したもの、漁船の沈没で喪失したものは計上しない。

ク 漁獲量の計上場所
漁労体が所属する漁業経営体の所在地に計上(属人)した。

(3) 水産加工に関する統計

ア 陸上加工経営体

販売を目的とした水産加工品を生産する加工場又は加工施設を有し、専従の従事者がいる経営体をいう。

イ 水産加工品

水産動植物を主原料(原料割合で50%以上)として製造された食用加工品及び生鮮冷凍水産物をいう。ただし、この調査においては、水産物つくだ煮類及び塩辛類以外の水産缶詰・瓶詰、寒天及び油脂・飼肥料は調査対象としていない。

ウ 水産加工品の生産量

製品(出荷、販売ができる形態)となった時点の製品重量とした。このため、例えば同一加工場において「かつお」から「かつお節」を製造し、更に「けずり節」を製造した場合は、「けずり節」の生産量のみを計上している。

ただし、生鮮品を凍結した後に加工した場合には「生鮮冷凍水産物」及び「水産加工品の該当品目」として、それぞれに計上した。

なお、生産量は、板付かまぼこの板などの不可食部分の重量、あるいはつくだ煮、塩辛の缶・瓶等の重量を除いた内容重量とした。

(4) 漁業経営に関する統計

ア 漁労所得＝漁労収入－漁労支出

漁労収入とは、調査期間1年間の自家漁業及び自家養殖業による漁獲物、収獲物の販売収入、現物処理(自家消費、物々交換等を行った漁獲物及び収獲物)の評価額である。

なお、現物処理の評価は、調査地における市場卸売価格による。

また、養殖業生産物収入には、調査対象経営体が営んだ全ての養殖業の生産物収入を含めている。

漁労支出とは、調査期間1年間の自家漁業及び自家養殖業による漁獲、養殖生産物の育成、収獲、販売等に要した費用及び当年に負担すべき固定資産の減価償却費の合計とした。

イ 漁労外事業所得＝漁労外事業収入－漁労外事業支出

漁労外事業収入とは、調査期間1年間に漁業経営以外に経営体が兼営する水産加工業、遊漁船業、民宿及び農業等の事業によって得られた収入のほか、漁業用生産手段の一時的賃貸料のような漁業経営にとって付随的な収入も含んでいる。

漁労外事業支出とは、調査期間1年間に漁業経営以外に経営体が兼営する水産加工業、遊漁船業、民宿及び農業等の事業に要した費用のほか、漁業用生産手段の一時的賃借料等に係る経費も含んでいる。

3 利用上の留意事項

(1) 全般に、数量は単位未満を四捨五入してあるため、計と内訳が一致しない場合がある。

(2) 漁獲量等の市町村別集計の廃止について

統計委員会から総務大臣に対する答申(平成30年7月20日付け統計委第6号)において、海面漁業漁獲統計調査及び海面養殖業収獲統計調査における市町村別調査を廃止するとの方向性が確認されたため、平成30年値の取りまとめを最後に市町村別集計を廃止した。